

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成30年5月1日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市文化財審議会委員の委嘱について

議案第2号 白井市いじめ防止基本方針の改定について

議案第3号 白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について

議案第4号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 報告事項

報告第1号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第2号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第3号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第4号 白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について

報告第5号 白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について

報告第6号 白井市立図書館協議会委員の委嘱について

報告第7号 専決処分について

報告第8号 平成30年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第9号 新たな学校給食共同調理場の愛称の募集について

報告第10号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

8. その他

・各課の行事ほか

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	吉田 文江
教育部参事	小泉 淳一
教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	川上 清美
書 記	山本 麻奈美
書 記	中村 秀樹

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成30年第5回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計5名でございます。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

石亀委員と小林委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

○高倉委員 細かい語尾の点で、後でまた総務に出しますので、内容には特に問題はございません。

○井上教育長 ほかにございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 それでは次に進みます。4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○小林委員 入学式について報告いたします。4月6日金曜日、中学校の入学式で私は桜台中学校のほうに行ってきました。ことしは、榊原校長先生が「汝、何のためにそこにありや」という、かつての恩師の言葉を引きまして、非常に印象深い話をしてくださいました。

生徒たちは、どこの学校でもそうですけれども、歌が入って、非常にしっかりとやっていました。

4月10日の火曜日、小学校の入学式。私は、第一小に行ってきました。第一小の場合は、最初2年生の慣例の言葉があり、在校生全体の言葉、そして歌があって、非常に立派に生徒たちがやっていたと思いました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 4月20日、印教連の定期総会へ行ってまいりました。成田市で行われました。29年度の行事、決算、会計監査の報告と30年度の行事計画、予算案について、また、新役員の選出を行いました。その後、北総事務所の先生方をお迎えし、8名の退任された会員と新たに就任された会員の歓迎会を行いました。他市の委員との交流ができる貴重な場ですので、情報交換等、有意義にしてまいりました。報告は以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 昨日、4月30日にこちらの新庁舎の開庁式がございまして、出席いたしました。来賓に県知事代理の方初め、国会議員、各市町村の長もしくは代理の方、市議会議長等、本当にたくさんの来賓をお迎えして、盛大に行われておりました。

特に、各関係者の方がおっしゃっていたのが、これは減築工法ということで非常に画期的な工法ということアピールされておまして、今後も白井市の活躍を皆さんお祈りしますということで終わりました。

その後に内覧がございまして見させていただきましたが、特に4階の議場が非常に開放的になったということで、今後も活発に傍聴もしていただきたいというお話でした。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

まず、私も中学校、小学校の入学式に参加、出席させていただきました。6日には、七次台中学校、10日には、清水口小学校でございます。清水口小学校は、3月末に児童の交通事故がございまして、その点心配もしていたのですけれども、校長先生の告辞の中に、上手に低学年の子供にもわかるように交通安全のお話とうまく盛り込んで、子供たちも、もちろん出席した大人の方たちも、気持ちに入るものがあつたのではないかというふうに思っております。

続きまして、スポーツ関係ですけれども、4月7日には白井市総合体育大会の開会式、4月21日には桜台スポーツクラブの総会、同日しろいスポーツヴィレッジの総会、22日には、しろいチャレンジド・スポーツクラブの総会、28日にはONスポーツクラブの総会のほうに出席いたしました。白井市は、この四つのほか、スポーツコミュニティみなみスポーツクラブもございまして、全部で五つのスポーツクラブがあり、全中学校区を網羅されているということで、市内全域を網羅するスポーツクラブがあるのは、多分県内でも白井市だけではないかということで、本市のスポーツ活動の広がりがまぶしく思っております。

次に、4月には各種総会が多くございまして、それにも出席いたしました。4月7日には白井市芸能振興会、4月18日に白井市教育研究会、4月20日には千葉県都市教育長協議会の総会、4月25日に白井市高齢者クラブ連合会の総会、4月26日に印旛地区教育委員会連絡協議会の総会等に出席をいたしました。以上でございます。

委員報告及び教育長報告につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして非公開案件についてお諮りいたします。

議案第4号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」及び報告第10号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」は、個人に関する情報であるため、それぞれ非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第4号及び報告第10号につきましては、非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、高倉委員を指名したいと思います。

それでは、6番の議決事項及び7の報告事項に係る議事の進行について、高倉委員によりしくお願いします。

○高倉委員 ただいま、ご指名いただきました高倉です。よろしくお願いいたします。

お手元の式次第に沿いまして、始めてまいります。

議案第1号 「白井市文化財審議会委員の委嘱について」

○高倉委員 議案第1号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

白井市文化財審議会委員の委嘱について、白井市教育委員会は、白井市文化財保護に関する条例第29条第2項第3項の規定により、白井市文化財審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので提案いたします。

提案理由です。本案は、白井市文化財審議会委員の欠員を補充するため、横山謙次氏、滝田 潔氏の両名を新たに委嘱したいので提案するものです。

裏面の資料をあわせてごらんください。

前回の教育委員会議の際に6名の審議委員の再任を承認いただきましたが、以前から8名程度の委員構成で市の文化財の分野をカバーしてきた実績がありまして、委員構成としては、少し足りないのので、人選を進め、後から追加で委員を補充させていただきたい旨をお願いしておりましたけれども、今回その提案に沿ったもので、名簿のとおり横山謙次氏を書籍分野、滝田 潔氏を郷土史分野の委員として、今回追加として委嘱するものです。以上です

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第1号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○高倉委員 では、第1号についてお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○高倉委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○議案第2号 「白井市いじめ防止基本方針の決定について」

○高倉委員 続きまして、議案第2号「白井市いじめ防止基本方針の決定について」説明をお願いいたします。

○小泉教育部参事 それでは議案第2号「白井市いじめ防止基本方針の改定について」ご説明いたします。

議案第2号「白井市いじめ防止基本方針の改定について」白井市のいじめ防止基本方針を次のとおり改定します。

提案理由ですが、本案は、国及び県のいじめ防止基本方針の改定を受け、白井市のいじめ防止基本方針の改定する必要があるため提案をするものです。

白井市いじめ防止基本方針案をごらんください。

国、千葉県に同様の基本方針があり、白井市いじめ防止基本方針は、国、県の多くの部分を参考にしながら作成されております。ページに沿って、大きな項目と改定点を確認しながら提案をさせていただきます。多少お時間をいただくとと思いますが、まずは1ページ目をごらんください。

網かけがかかっている部分が改定点となります。

初めにですが、基本方針策定の趣旨がここには書かれておりますけれども、2行目、「その生命、心身または財産」というふうになっておりますが、以前は「身体」となっていたものが括弧の中が改定理由でございます。県方針の追加を受けて、このような文言に改定を行うものでございます。

第1、いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項。

1、基本理念、変更はございません。

2、いじめの定義、2ページ目をごらんください。8行目になります。

「けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」こちらは、国の方針、いじめの定義、県の方針の変更を受けて、追加をしたものでございます。

続きまして、「児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなかったり、1回のみで継続して行われた行為ではなかったりした場合でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。」こちらは、県方針、留意点の追加を受けて、追加をしたものでございます。

2ページ中段、「例えば」以降になります。

「軽い言葉で相手を傷つけたらすぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして、良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織で情報を共有することが必要である。」国の方針のいじめの定義、県方針の変更を受けて、追加をした項目でございます。

3、いじめの防止等に関する基本的な考え方。

(1) いじめの防止については、変更はございません。

3 ページをお願いいたします。

2、いじめの早期発見については、変更はございません。

(3) いじめへの対処。

2 行目になります。「詳細を確認した上で」、これは、国の方針での内容の追加を受けて、追加をしたものです。

(4) 地域や家庭との連携について。

「学校の取り組みを周知し、学校関係者と地域、家庭と連携を図ることが必要である。」国の方針、いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発、県方針、地域、家庭との連携についての内容の変更を受けて、追加をしたものでございます。

(5) 関係機関との連携については、変更はございません。

4 ページをお願いいたします。

第2、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項。

1、いじめの防止等のために市（市教育委員会を含む）が実施する施策。

(1) 地方いじめ防止基本方針の策定、変更はございません。今、協議でお諮りしているこの内容になります。

(2) いじめ問題対策のための協議会の設置、変更はございません。

(3) 教育委員会の附属機関の設置についても変更はございません。

(4) 市（市教育委員会を含む）が実施すべき施策。

ここでの修正点は、組織編成に伴い、教育センター室を教育支援課が包括することとなったことから文言を改めるところでございます。それ以外の変更はございません。

6 ページをお願いいたします。

(5) その他。文言の修正でございます。

2、いじめの防止等のために学校が実施する施策。

以下、「学校いじめ対策組織」という。こちらは、県の方針で、組織の名称の統一をしましょうということ、この名称に変更するものでございます。

(1) いじめ防止基本方針の策定。

上から6行目になります。いじめ対策組織の活動。これは、先ほどの文言の統一がここにも変更になっております。

2行飛びまして、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。ここから変更点になります。「外、さまざまな機会を活用して、児童生徒・保護者に説明する。さらに、学校いじめ防止基本方針に示された学校の具体的な取り組みの実施状況について、学校評価の評価項目に設定し、各学校は、評価を踏まえ学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。」国の方針学校評価の留意点、県の方針学校いじめ防止基本方針の策定、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の内容の追加を受けて、これを追加したものでございます。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置。

2行目、いじめ対策組織、これは文言の統一でございます。

2行下に行きまして、「また、学校のいじめ対策が全教職員の共通理解の下に実行化されるよう、経験年数、校務分掌にかかわらず、担任を初め全ての教職員が参画できるよう、人員配置の工夫が必要である。」国の方針、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み、県、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の内容の追加を受けて、追加をしたものでございます。

7ページをごらんください。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置については、変更はございません。

3、重大事態への対処。

(1) 教育委員会または学校による調査。

ア、重大事態の発生と調査。上から4行目になります。「国基本方針、県基本方針、いじめの重大事案の調査に関するガイドラインに基づき」、これは、県方針が重大事態への対処、調査についての内容の追加を受けて、追加をしたものでございます。

イ、調査結果の提供及び報告。変更はございません。

8ページをごらんください。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置。

ア、再調査、イ、再調査の結果を踏まえた措置等ともに変更はございません。

総じまして、国、県の改正につきましては、これまでの3年間の状況を鑑みて、簡単にいじめではないと決めつけずに、よく調べ情報共有することが変更の趣旨にあると考えております。当市でもその趣旨を受けた改正案となっているところでございます。

この後、本日ご協議いただき、今後市の校長会議において、市内の校長へ周知、合わせて総務部局、市のホームページにて掲載をする予定でございます。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

今日は、質疑と意見と分けて進めたいと思いますので、まず、ご質問のある方お願いいたします。

○川嶋委員 質問です。内容は、これで結構だと思うのですが、こういったことを保護者にも知る必要があるかなというふうに思っています。そのための普及啓発ということで、どのようにそれを知らせるということをお考えでいらっしゃるのか。今の段階でわかることを教えてください。

○小泉教育部参事 まず、この基本方針につきましては、まだ改定前のものでございますけれども、どの学校のホームページにも掲載されている状況でございます。また、この内容をそのまま子供、保護者のほうに出すだけでは、法にかかわるものですので、言葉としてなかなか入っていない部分があるかと思っておりますので、人権週間に基づいた学校だよりの中で、あるいは市のほうで定めているいじめ防止月間の中で、子供、保護者に応じた表現で、このいじめの防止について各学校に呼びかけているところでございます。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに質問ございますか。

○小林委員 例えになりますけれども、県や国の方針がさらに追加されると変更、それに伴う効力ということなので、白井独自で変更というようなところは特にございませんね。そういうことを確認したかったのですが。

○小泉教育部参事 白井独自の機関名でやりますとか、そういったものについては、反映する形で入ってはございます。そのほかの部分については、国、県から出ているもので大変重要な内容でござい

ますので、できるだけ変更しない形で改定していく状況でございます。以上です。

○高倉委員 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

○石亀委員 各学校ごとの方針というのがつくられていたように思うのですが、それとの兼ね合いについては、どうでしょうか。

○小泉教育部参事 おっしゃるとおりでございます。この後、校長会のほうで報告をし、周知をした後に、各学校の中で学校のいじめ防止基本方針について改定をしていただくこととなります。市の方針と違うところは、特に学校の方針の中では、組織体制、それから連絡体制、認知した後の対応、そして、いろいろな教育課程を含めた年間の計画等がさらにその計画の中に加わっているという点が、市の方針よりもさらに具体になっているところでございます。以上でございます。

○高倉委員 よろしいですか。

○石亀委員 はい。

○高倉委員 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、私から確認なのですが、まず、4ページ目の(2)の今回の改訂のところではないのですが、白井市青少年問題協議会が、名称は昨年度変わっておりますので、その訂正はよろしいでしょうか。

○小泉教育部参事 そのように訂正して出したいと思います。

○高倉委員 ありがとうございます。

あともう1点、6ページで今回の改訂のところ、2、(2)のところ、初めて学校いじめ対策組織という言葉が出てくるのですけれども、実は、2ページ目に戻って、ここで学校いじめ対策組織というのが出てしまっていて、私、読んでいて、これは何だと思ったら、後ろに載っていた関係があるので、もし、統合とれるのであれば、前のほうに出していただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉教育部参事 ご指摘ありがとうございます。前のほうで直したほうが良いと思いますので、そのようにしたいと思います。

○高倉委員 関連なのですけれども、具体的に、この学校いじめ対策組織というのを各学校で立ち上げるということで、イメージとしましては、既にある名称ですとか学校ごとにどういったものになりますでしょうか。

○小泉教育部参事 生徒指導部会というものがございまして、生徒のさまざまな生徒指導上の課題、そして、いじめが発生した場合の情報共有の対応について考えることになっております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

追加で質問です。先ほど、川嶋委員の質問にも関係するのですが、保護者のほうで生徒指導部会がいわゆる学校いじめ対策組織を兼ねているという認識は、アナウンスも含めてなののですけれども、現場としてはわかっている、わかってもらっている感触はありますか。

○小泉教育部参事 生徒指導の面について、1人で抱えることなく、組織的に対応してくれているだろうということは、保護者の方の中には、少しずつわかるかというふう思うのですけれども、今、

お話した生徒指導部会と、このいじめ対策がイコールというか、それを包括したという部分については、まだまだ知られていないというふうに認識しております。

○高倉委員 ありがとうございます。

ぜひ、その点は今後PRのほどよろしく願いいたします。

質問で、もう1点。

組織的なところで、今回の改訂ではなく、確認なのですが、白井市には、いじめ対策調査会という独立機関がありますが、最後の8ページ目にありますアの2行目のいじめ対策再調査会というのは、また必要に応じて別組織を立ち上げるということなのか。もしくはそのいじめ対策調査会で再調査を行うということなのか教えていただけますでしょうか。

○小泉教育部参事 いじめ対策調査会につきましては、毎年定例で行っておりまして、その中で本市のいじめへの対応の仕方について、ご審議いただく点が1点。それから、いわゆる重大事案が起きた場合の審議のほうをお願いするという、この二つの大きな役割がございます。後者の重大事案が起きた場合については、ご審議いただきますけれども、それについて納得がいかないという方が出た場合には、市長部局が総括し、今度は、再がつきますけれども、再調査会のほうで審議をいただくという流れになっております。

○高倉委員 では、その再調査会のメンバーは、全く新規のメンバーということになりますか。

○小泉教育部参事 市長部局の管轄になりますので、違うメンバーとなると思います。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかにご質問よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○高倉委員 では、ご意見受けたいと思いますので、ご意見ございましたら、ぜひ。

いかがでしょうか。

○小林委員 国や県の出ている方針の細部に、詳しくというか厳しくなってくるというのが、ニュース等を見る限り、一旦いじめではないという断定した後それがひっくり返って、いじめと認めざるを得なくなったという、そういうようなことが出ているからだと思うのですね。学校側の立場に立つと、なかなか被害者、加害者の区別も難しいので、簡単にいじめと定義できないところがあるのですけれども、どうしても結果的に、いじめでないとしたものは、ひっくり返るという事例が報道されているので、この辺のところ非常に難しいかとは思いますが、そのような問題が起きたとき、一応これがいじめではないかというような形で対処していくことが必要なのだと思いますので、その点、白井市としても難しいことではありますけれども、この基本方針を通してやっていただければと思います。以上です。

○高倉委員 ほかにご意見ございますか。

○川嶋委員 私も保護者をしておりますので、身近なところで、やはりそういったいじめであるとか不登校であるとかそういったようなお話は聞きますけれども、私の感じるところでは、いじめるほうもいじめられるほうも学校も、みんなそれぞれに自分の正義があるので、なかなかいい具合に解決するのが難しいなというふうに、いじめに関しては実感しています。

要望としましては、保護者を対象とした相談窓口であるとか、啓発活動ということを教育委員会として、各学校にお任せするのだけではなくもう少し活発に行っていただけると、保護者としては、よ

り安心して、いじめがあったときにも冷静に対応できるのではないかというふうに感じました。以上です。

○高倉委員 ほかにご意見ございますか。

○小林委員 今回の啓蒙広報活動ということですからけれども、やはりこれからの子供というのは、家庭でも児童虐待とかそういう家庭がありますので、保護者にも、子供というのは国の子供といいますか、家庭も一緒になって子供を育てていくという、そういう時代なのだということを家庭にも知らせていく、そうでないと、自分の子供はというそういう感覚になってしまって、その家庭の自分の子供をかばう、そこが先に来てしまうということになると思いますので、特に加害者だというようなことをちょっとでも言われた場合に、うちの子を加害者呼ばわりするのかというようなことにもなりかねませんので、家庭の啓蒙として、やはり子供を育てるのは、ライフワークというそういうような時代になっているということを啓蒙していくことが必要なのではないかと思います。以上です。

○高倉委員 ほかにご意見よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高倉委員 それでは、ご質問、ご意見等ございませんのでお諮りしたいと思います。

議案第2号につきまして、一部修正という先ほどの点はそちらにお任せするという事で、内容的には特に変更なしでよろしいですね。

○小泉教育部参事 はい。

○高倉委員 という点で、ご承認、決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第2号は一部修正を加えて、そのとおり決定いたします。

○議案第3号 「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」

○高倉委員 続きまして、議案第3号「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」説明をお願いします。

石戸課長、お願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第3号について、説明をさせていただきます。

白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について承認を求めます。

提案理由は、本案は、白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について、指定管理者から申請があったので承認を求めるものです。

裏面の資料をごらんください。

白井市民プールは、現在指定管理者が管理する施設となっております。市民プールの開設期間及び利用時間については、白井市民プールの設置及び管理に関する条例がありまして、条例第13条で基本的な時間の定めがあります。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開設期間及び利用時間の変更ができるものとなっております。また、利用料金についても条例第14条に利用者区分の違いによる上限額の定めがあります。これも定められた額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて、指定管理者が定めることができるものとなっております。

今回の指定管理者の協栄より、本年度の指定管理業務に基づく開設期間、利用時間及び利用料金の

変更についての承認申請がありました。内容は、下記部分の三つの表に示すとおりです。表中に条例と変更という見出しで比較をあらわしております。

開設期間は、上段の表のとおりで、条例の定める基本開設期間よりも前後1週間を延ばす変更で、7月1日から9月第2日曜日までとするものです。利用時間は、中段の表にあるとおりで、条例の定める基本利用時間よりも終了時間を30分延長する変更で、午前9時から午後5時までとするものです。利用料金は、下段の表にあるとおりで、市内居住の高校生以上は480円から450円、小中学生は160円から150円、4歳以上の幼児は110円から100円に、それから市外居住者につきましては、高校生以上は780円から750円、小中学生は320円から300円、4歳以上の幼児は、190円から150円に変更するものです。

なお、昨年度も今年度承認申請と同じく、内容の開設期間、利用時間及び利用料金の変更を承認いただいております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、ご質問等ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高倉委員 では、ご質問等ございませんので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

○報告第1号 「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」

○高倉委員 次に、報告事項についてお願いいたします。

報告第1号「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明をお願いします。

○小泉教育部参事 それでは、報告第1号「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

裏面をごらんください。

報告理由につきましては、委員の任期は、平成31年3月31日まででございますけれども、昨年度末の人事異動に伴い、新たに2名の方を委嘱しましたので、ここで報告をするものです。

教育支援委員会では、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、一人一人のニーズに応じた適切な就学を支援することを目的として、教育学、医学、心理学の見地から意見を聞くこととなっており、表のと通りの委員構成で現在8名でございます。

新任の委員についてのみ報告をいたします。6番、山澤光史先生、松戸特別支援学校教諭、高等部主事です。特別支援学校におきましては、小学部、中学部、高等部の各学部の統括に当たる教諭を主事に充てることから、この方は、高等部を統括する役割を担っている力量のある方でございます。9番、小原裕子先生、南山小学校言語通級指導教室、いわゆる言葉の教室の担任の先生です。前任校白井第三小学校でも言葉の教室の担任をされておられましたので、大変経験が豊富でいらっしゃいます。

なお、表の中で欠員となっている心理士でございますけれども、一般的に心理士は、心理検査、観察による分析、情報提供、保護者、関係者との相談を担います。現在、教育支援課職員の1名がその

資格を持っておりますので、委員ではございませんけれども、その役割を担っているという状況でございます。

なお、教育支援委員会につきましては、11月、12月、1月の3回が予定をされております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第1号につきまして、ご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。

では、質問がないようですので、報告第1号については終わります。

○報告第2号 「白井市学校評議員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第2号「白井市学校評議員の委嘱について」説明をお願いします。

○吉田教育部長 それでは、白井市学校評議員の委嘱について、ご説明をいたします。

本案は、白井市立小学校及び中学校会議規則第10条第3項により、校長の推薦により学校教育の充実及び特色のある学校づくりの推進のため委嘱するものでございます。

裏面をごらんください。

平成30年度の学校評議員委嘱者一覧でございます。全員で42名となっております。学校内外の児童、生徒の様子や地域の様子をよく知っていらっしゃる方、教育課題や学校に力を入れたい内容について、意見等をいただける方として、各学校の校長先生より推薦が挙がっています。

なお、学校評議員さんには、積極的に意見をいただいて、学校の改善、そして活性化、地域に開かれた学校づくりの推進となるよう、4月の校長会議、教頭会でも依頼したところです。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第2号につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○川嶋委員 学校評議員に関しましては、学校長の推薦によりということは存じ上げているのですが、学校によって随分評議員さんのメンバーというのがいろいろなのだなということを各行事に行って感じるところでございます。

その中で私が1点思うのが、保護者、PTAの保護者の枠が一つあったほうがいいのではないかなと思うようなところがありまして、かなり年齢の高齢の方が何期もという学校でありますと、意見が固定してしまうのではないかと。今、子供たちも随分いろいろ変わっておりますので、新しい感覚と申しますか、実際お子さんを育てていらっしゃる方のご意見というのは、学校にとっても貴重な存在になるのかなというふうに感じますので、PTAの枠があって、採用されるわけではなくという感じで決められているのでしょうか。

それとも完全に学校長の推薦ということで、アドバイスといいますか、教育委員会からの毎回同じということではなく、新たなPTAの枠を入れてみたらいかがでしょうかというようなことはないのでしょうか。お願いいたします。

○吉田教育部長 この推薦につきましては、それぞれ各学校の状況とか実態等もあると思いますので、その中から推薦理由も含めて、各学校から挙げていただいています。中には、元PTAの役員さんや会長さんであったり、現在も保護者の方も入っておりますが、今の川嶋委員からのお話のあった保護

者のご意見ということですが、これにつきましては、非常に保護者のご意見も大切ですので、どんどんお聞きしているところなのですけれども、各学校とも月に1回か、もしくは2カ月に一遍ぐらいは、PTAの役員さんたちの運営委員会を開いていると思います。そちらのほうには、学校からも校長、教頭が出席しておりますので、そこで保護者の皆様からの代表の方からの意見というものはいただきながら、学校運営に生かすようにしておりますので、特に保護者の枠ということは、設けることはまだ考えておりません。以上でございます。

○高倉委員 よろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○高倉委員 ほかにご質問ございますか。

高倉から、関連して質問です。

先ほど川嶋委員からありました任期の関係なのですが、再任回数が非常に学校ごとにばらつきありますけれども、基本的には、評議員の規則といいますか、規程では、特に再任回数の制限ですとか、年齢の制限というのはないということでしょうか。

○吉田教育部長 まずは、任期は1年となっておりますが、再任については2回までということで、2回以上に関しましては、協議書のほうを提出していただくことになっています。

○高倉委員 どういった内容の協議書ですか。

○吉田教育部長 回数がふえてくるという理由ですよね。継続して学校評議員として推薦するに値する理由ですね。そちらのほうを提出していただく形になっています。

ただ、いろいろなご意見もあると思うのですけれども、随分最近になりまして、長い方が少しずつ減ってきているかなというふうに思います。今年度は、ごらんとおり12名の方が各学校に新しく入られておりますけれども、去年は9人、それから一昨年は13人ということで、活性化は図っているような状況でございます。

○高倉委員 では、関連して、もう1点ですが、むしろ学校としては、ある程度定期的に見てくれる方を必要としていると思うので、学校では、逆に言うと再任2回は少ないというお声はないでしょうか。

○吉田教育部長 それもまた学校によって、いろいろではあると思いますけれども、再任2回の実質は3年が基準ですけれども、さらに必要な場合につきましては、先ほどもお話ししたとおり協議書を提出していただきまして、例えば桜台中学校のように9回目という方もいらっしゃいますので、それは、校長先生のお話等を受けながら、こちらも確認している次第です。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、ご質問ないようですので、報告第2号については終わります。

○報告第3号 「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第3号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第3号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

裏面をごらんください。

報告理由につきましては、委員の任期は平成31年7月31日まででございますが、昨年度末の人事異動に伴い、新たに委員1名の方を委嘱しましたので、報告をするものです。

5号委員、教育機関の職員、大山口中学校、佐々木 猛校長先生。校長会からの推薦により委嘱したものです。以上でございます。

○高倉委員 では、報告第3号につきまして、質問ございますか。

よろしいでしょうか。

質問がないようですので、報告第3号については終わります。

○報告第4号 「白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第4号「白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について」説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第4号「白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について」ご説明申し上げます。

裏面をごらんください。

報告理由につきましては、特別支援教育巡回指導員の任期が平成30年3月31日までで満了したため、林 史恵氏の外2名を委嘱したので、報告をするものです。

巡回指導員というのは、学校の派遣要請に応じて、個々のニーズや体制づくりについて助言を行うものです。3名の方全員が特別支援教育に精通をしており、再任となっております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第4号につき、質問ございますか。

よろしいでしょうか。

質問等ございませんので、報告第4号について終わります。

○報告第5号 「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第5号「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」お願いします。

○川上文化センター長 報告第5号「白井市文化会館運営協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市文化会館設置及び管理に関する条例第15条第4項の規定により、白井市文化会館運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したので、報告するものでございます。

裏面をごらんください。

8番の教育機関の職員として、退職に伴い、新たに池の上小学校長、田代成司氏を委員として委嘱したので報告するものです。以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第5号につき、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

質問ないようですので、報告第5号について終わります。

○報告第6号 「白井市立図書館協議会委員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第6号「白井市立図書館協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○川上文化センター長 報告第6号「白井市立図書館協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市立図書館設置条例第3条の規定により、白井市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱したので、報告するものでございます。

裏面をごらんください。

1番の学校教育の職員として、退職に伴い、新たに池の上小学校長、田代成司氏を委員として委嘱したので報告するものでございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第6号につき、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

質問がないようですので、報告第6号について終わります。

○報告第7号 「専決処分について」

○高倉委員 次に、報告第7号「専決処分について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 報告第7号「専決処分について」ご説明いたします。

専決処分について、白井市総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金交付要綱の廃止について、白井市教育委員会行政組織規則第10条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

裏面の資料をごらんください。

廃止の専決処分を行った交付要綱の内容でございます。議事の前に教育長から報告がありましたとおり、白井市の場合は、地域総合スポーツクラブが中学校単位で四つ、それから障害者関係のスポーツクラブが一つということで、県下でもいち早く法の目的とする総合型スポーツクラブの定着が図られております。この補助金をもちまして、平成30年3月31日をもって最後の団体の補助金の交付支援期間が、満了いたしましたので、育成事業の補助金として一定の成果を上げ、その役割を果たしたものとして、平成30年4月1日をもって廃止を決定したものです。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第7号につき、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

では、報告第7号について、質問がないようですので終わります。

○報告第8号 「平成30年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」

○高倉委員 続きまして、報告第8号「平成30年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」説明をお願いします。

○吉田教育部長 それでは、報告第8号「平成30年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配

当について」ご説明いたします。

平成30年度の地域人材活用事業について、各学校より事業計画が提出され、これに基づき予算を配当したので報告するものでございます。

裏面をごらんください。

小学校9校、中学校5校分の本年度の地域人材活用事業学校別計画事業及び報償費、消耗品費その合計の予算配当額の表でございます。各学校の要望に応じて、各校の報償費、消耗品のバランスには差異がございますが、合わせて9万円前後、1校当たりの配当額として予算を計上しております。

各学校で昨年度に引き続き、学校経営説明会や各学校のホームページ、学校だより等活用して、学校の特色を発信していただきたいと考えております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第8号につき、ご質問ございますか。

○小林委員 前年度の計画事業の内容が変わったところはありますか。

○高倉委員 吉田部長。

○吉田教育部長 昨年度のものと比較しますと、大体の学校は、主体となるものは、昨年度に引き続きというような形になっています。以上でございます。

○高倉委員 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○高倉委員 ほかにご質問ありますか。

○石亀委員 白井第二小学校なのですが、小規模特認校ということで、今年からそういうシステムになっていますが、それに関して、特に発信していく内容を検討しているとか、いくとかそういった計画というのは、情報はありますか。

○吉田教育部長 白井第二小学校の小規模特認校につきましては、この後、その他のところでご報告をさせていただきたいと思いますが、今、事業計画にもあるような内容が、より充実していくような形で、さらにそれをまた発信していくような形にはなると思います。

○高倉委員 ほかにご質問ありますか。よろしいでしょうか。

では、ご質問ないようですので、報告第8号について終わります。

○報告第9号 「新たな学校給食共同調理場の愛称の募集について」

○高倉委員 次に、報告第9号「新たな学校給食共同調理場の愛称の募集について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第9号になります「新たな学校給食共同調理場の愛称の募集について」報告をさせていただきたいと思います。

新しい学校給食共同調理場につきましては、昨年10月の教育委員会議において名称をご検討いただいた際に、正式名称とは別に愛称をつける旨のご報告をさせていただいたところでございます。新年度になりました。愛称募集要項を作成させていただきましたので、報告をさせていただきます。

それでは、資料1ページをごらんください。

まず、1、趣旨としましては、31年4月のオープンを目指して、現在建設中の新しい学校給食共同調理場が児童、生徒や多くの市民の皆様にも親しまれ、愛着が持たれる施設となるよう、愛称を募集

するものでございます。

2、応募資格になりますが、応募資格につきましては、白井市内の小学校及び中学校に在籍している児童、生徒としております。新しい給食センターの配送校ではありませんが、桜台小中学校の児童、生徒においても、新しい学校給食共同調理場を知っていただきたく、対象としたところでございます。

3番応募要件、4番応募方法は、記載内容のとおりでございます、応募方法としましては、在籍する学校への提出のほか、郵送、ファックス、メールまたは教育総務課への持参も可能としているところでございます。

応募期間につきましては、平成30年5月11日から平成30年5月31日までの21日間を予定しているところでございます。

6番、選定としましては、いただいた応募作品の中から7月に開催されます教育委員会議において、審査の上、最優秀作品に愛称を決定する予定でございます。

資料2ページになりますが、こちらには、記念品としまして、愛称として採用された児童、生徒3名の方に、なし坊グッズを贈呈したいと考えているところでございます。予算の範囲内ということで非常にささやかな形にはなってしまいますが、一応そういう形で考えております。

8番、結果の発表になりますが、こちらについては、学校を通じてお知らせをさせていただくほか、市のホームページにも掲載をしてみたいと考えております。

9番、受賞作品の取り扱い及び問い合わせ先については、記載内容のとおりとなります。

続きまして、3ページ、今後のスケジュールをごらんください。

応募期間終了後、6月中に事務局において候補を数点に絞り込みまして、7月5日開催の教育委員会議で決定していただきたいと考えているところでございます。愛称が決定いたしましたら速やかにホームページ等で公表し、周知を進めてまいりたいと考えております。

また、下段にありますとおり、正式名称については、現在の白井市学校給食共同調理場から市民等にわかりやすい名称としまして、白井市学校給食センターに変更することを予定としておりますが、関係する条例改正等を9月議会に上程をする予定でございます。議会上程前の7月には、改めて教育委員会議に関係条例の改正について議案を提案させていただく予定でございますので、よろしくお願ひします。説明は以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

報告第9号につきまして、質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご質問ないようですので、報告第9号について終わります。

○高倉委員 では、休憩に入ります。3時20分から再開しますのでよろしくお願ひします。

午後3時11分 休 憩

午後3時20分 再 開

○高倉委員 それでは、再開します。

【非公開案件】 ○議案第4号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

【非公開案件】 ○報告第10号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○高倉委員 以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る審議については終了いたしました。これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。

○井上教育長 高倉委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございます。

これより、私のほうが会議を進行いたします。

○その他

○井上教育長 8、その他になります。その他でお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、私のほうから教育委員会各課の行事予定、A4横長の資料になります。そちらの説明をさせていただきます。

教育総務課から順に説明をさせていただきますが、5月22日においては、千葉県市町村教育委員会の連絡協議会の定期総会が茂原市で開催される予定でございます。

あと25日は、関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会研修会、こちらは、後ほど打ち合わせをさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

6月になりますが、6月議会がスタートをするような形で、1日が第2回定例会の開会日になります。その間に5日の定例教育委員会議を挟みまして、一般質問が6、7、11、12の4日間を予定しております。13日本会議の後、15日に教育福祉常任委員会の予定がありまして、26日の閉会という形の議会の予定でございます。

学校政策課においては、5月9日に第1回の教科書採択協議会が八街市で、16日に三部会の小学校陸上大会が印西の松山下運動公園で開催される予定でございます。26日には七次台小学校の運動会が開催される予定でございます。

教育支援課は、6月6日に青少年海外派遣団の結成式が文化センターで行われる予定でございます。

生涯学習課においては、5月12日午前中に文化団体協議会の総会、午後にはPTA連絡協議会の総会がそれぞれ開催される予定でございます。6月は、2日土曜日に白井市民大学校の入学式、30日に文化財公演会が文化会館で行われる予定でございます。

2カ月の予定については以上でございます。よろしくをお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この行事予定につきまして、何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○吉田教育部長 それでは、平成31年度に向けての教科用図書採択にかかわる日程について、ご説明させていただきたいと思います。お手元の資料をごらんください。

今年度の教科用図書採択事務は、平成31年度に特別支援学級等で使用される附則9条本、中学校で使用される道徳の教科用図書の選定を行います。

ご存じのとおり、中学校道徳の選定は初めて行われることとなります。そこで、この選定に当たりまして、配付した日程に沿って進めさせていただきたいと考えております。

まず、6月5日火曜日の定例教育委員会議の後にお時間をいただきまして、第1回教育委員協議会を実施します。ここでは、教科用図書採択にかかわる説明等をいたします。

次に、7月3日火曜日の定例教育委員会議の1時間前にお時間をいただきまして、第2回教育委員協議会を実施します。ここでは、市の専門調査員の結果報告を受け、市としての見解の統一を図ります。

次に、7月24日火曜日の臨時教育委員会議の1時間前にお時間をいただきまして、第3回教育委員協議会を実施します。教科用図書印旛採択地区協議会の選定結果の説明がここではございます。

以上のように採択事務を進めまして、7月31日には、採択結果を事務局に報告していくような形になります。以上で、採択にかかわる日程の説明を終わります。

○井上教育長 これにつきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○吉田教育部長 続きまして、白井第二小学校の小規模特認校の実施状況等について、こちらもお手元に資料があると思いますので、ご説明させていただきます。

昨年度は、平成30年度の新入学予定の5名の保護者から申し出がありまして、学校長の面接等を経て審査したところ、適当と認められましたので、5名とも新1年生ですが、白井第二小学校への指定学校の変更を許可したところです。

平成31年度の入学予定者に係る就学手続等について、今後の予定につきましては、スケジュール表がございます。8月1日号広報へ制度について、また説明会の開催について周知いたします。

9月上旬には、関係機関の窓口において、小規模特認校のポスターの掲示、就学案内の用紙の配付をいたします。

そして、今年度は昨年度よりも早くなりますが、9月15日の日曜日に、第1回の説明会を白井第二小学校で10時よりということで計画しております。また、10月中旬には、就学時検診の際に就学案内の配付を新入生にお配りします。そして、11月25日に、第2回目の説明会を白井第二小学校で開催する予定です。

裏面をごらんください。

こちらにつきましては、学童保育所の開設についてということで、白井第二小学校における学童保育所の開設に向けて準備をしております。希望調査を4月にとりまして、こちらは、保育課のほうが進めております。報告を受けまして、67名のうち、1年生から5年生まで21名が学童を希望するという回答が出ております。

また、保育課のほうから、今の5歳児、来年の新入生ですけれども、保育園に通っているお子さんが7名いるということで、多分この7名の方たち全員とはならないと思うのですが、半分以上は学童を希望するのではないかという情報もいただいております。

そして、第二小の学童につきましては、玄関を入れて、1階左側の今、個別支援学級の子供たちが使っている部屋の部分を拡大して、保育所開所するような予定となっております。簡単ですが、以上です。

○井上教育長 何かご質問等ありますでしょうか。

私から質問なのですけれども、調査人数ですけれども、児童数よりも多い気がするのですけれども。またがっているのですか。

○吉田教育部長 これは、特別支援学級のお子さんを含めた各学年の人数になっておりますので。あ

と、表の表には、個別支援学級のお子さんの数は、各学年から除いてあります。

○井上教育長 個別支援学級10人が振り分けられているということですね。

○吉田教育部長 そうです。各学年に入っております。

○井上教育長 わかりました。

ほかにございますでしょうか。今の第二小の状況説明についてありますでしょうか。

よろしいですか。

○石戸生涯学習課長 本日、委員の皆様、平成29年度生涯学習課で作成いたしました平成29年度白井市の指定文化財と平成27年、28年度調査分を取りまとめた白井市埋蔵文化財調査集報を配付させていただきました。29年度の予算で作成したものですので、ご参考ください。

○井上教育長 ぜひ、ごらんください。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は、6月5日火曜日、午後2時からとなっております。

次回の議事の進行につきましては、高倉委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後3時42分 閉 会